

令和6年度 赤十字活動資金募集の協力依頼について

(健康福祉部 健康長寿課長)

1 要旨

赤十字の活動は、みなさまのご理解とご協力による資金によって支えられています。区長、自治会長、町内会長にお力添えをいただき、活動資金の募集をお願いしております。活動資金募集に関する回覧及び、集金からの入金までの一連の作業につきまして、ご協力ををお願いいたします。

2 日本赤十字社について

日本赤十字社の活動は、地域のみなさまをはじめ多くの方々の「いのちと健康を守る」ためにあります。

災害時の救護活動をはじめ、各種講習会の開催、地域福祉活動や献血などの血液事業、災害時を中心に様々なボランティア活動を行う赤十字奉仕団の支援など、様々な事業を行っています。

3 赤十字活動資金募集について（依頼事項）

赤十字の活動は市民の皆さまのご協力による資金等で支えられています。そのため、広くみなさまからのご支援をいただけますようお願い申し上げます。また、活動資金への協力は任意ですので、個人の自由な意思を抑圧しないようお願い申し上げます。

（1）日赤活動資金

年間500円以上（一世帯）のご協力をお願いします

（2）取りまとめ期限

令和6年7月31日（水）頃までにお願いいたします

（3）納入先

お取りまとめいただいた活動資金は、配布する納付書に金額、世帯数を記載し、納付書に記載の金融機関等で納入をお願いいたします。

（4）その他

活動資金にご協力いただいた方に配布する領収書、協力会員シール等は、回覧にて配布させていただきます。なお、余分になりました領収書・シールは処分をお願いいたします。

後日配布する書類は、「回覧文書、令和6年度赤十字活動資金募集のお願い、赤十字しずおか2024特別号、領収書、協力会員門標シール、A4ポスター」です。ポスターは公民館等に貼付をお願いいたします。

4 活動資金の使い道

日本赤十字社の活動に使用されるほか、地区分区における当該年度の活動資金の募集実績額の10%以内が交付され、伊豆市の赤十字活動に使用されます。

この資金を活用し、各区での救急法講習や炊き出し訓練等に講師を派遣できますので、ご活用ください。

令和 6 年度 赤十字活動資金募集のお願い



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

活動資金募集の方法

地区分区（各市区町の赤十字窓口）、協賛委員（自治会・町内会等）や赤十字奉仕団のみなさまにお力添えをいただき、赤十字活動資金の募集をお願いしております。なお、募集方法は以下の方式を参考とし、地域の事情に合わせた取り組みにより、広くみなさまからのご支援をいただけますようお願い申します。また、活動資金への協力は任意ですので、個人の自由な意思を抑圧しないようお願い申します。

【戸別訪問方式】

自治会・町内会の役員の方や赤十字奉仕団員が各世帯を訪問し、活動資金を募集する方法です。

【封筒納入方式】

自治会・町内会を通じて「会費・寄付金納入袋（封筒）」を配付して活動資金を募集する方法です。封筒の記入欄に納入者ご本人が氏名、金額、住所等をご記入いただいています。

【自治会一括方式】

自治会・町内会の年間経費の中に、活動資金を組み入れる方法や、自治会・町内会費と一緒にせて一括で活動資金を募集する方法です。

この自治会一括方式による場合は、自治会・町内会の総会等でご了承をいただくようお願いいたします。

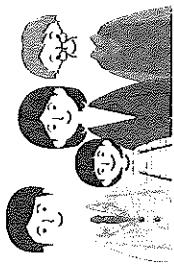
新型コロナウィルス感染症の対策
募集活動にあたっては、健康状態や状況に応じた感染対策にご留意のうえご協力をお願いいたします。

みなさまのご理解とご協力による
資金によって支えられています。

日本赤十字社の活動資金は年間を通して募集しておりますが、毎年 5 月は、1901 年に第 1 回ノーベル平和賞を受賞した赤十字の創始者アンリ・デュナンの生誕日 5 月 8 日にちなみ、赤十字思想を広めるための赤十字運動月間としています。
日本赤十字社静岡県支部では、自治会・町内会や赤十字奉仕団のみなさまのご支援をいただいて、活動資金のご協力をお願いしています。

- Q. 自治会・町内会が日本赤十字社や共同募金会等への寄付金を自治会・町内会費に上乗せして集めるのは違法だという判決があると聞いたが、どうですか？
A. 自治会・町内会が赤十字の活動資金募集中に協力することは問題ありません。この判決では、自治会・町内会が、募金や寄付金の集金にあたり、自治会・町内会費の増額に応じないという理由で自治会・町内会からの脱落を強要することが違法とされました。
Q. なぜ自治会・町内会が活動資金募集中に協力しなければならないのですか？
A. 赤十字は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っています。また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救援活動を行うなど、赤十字の活動は地域と密接なかわりを有しています。このような活動の資金を地域の方々にお願いするにあたり、市区町や自治会・町内会の方々にご協力をお願いしています。
Q. なぜ活動資金を毎年納めなければならないのですか？
A. 赤十字の事業は、災害時の救援活動など人命に直接かかわる活動が中心になっています。救援用機材の整備や医師、看護師などの救護員の訓練をはじめ、被災した方々に配付する毛布、緊急セット等の災害救援品の備蓄には毎年安定した資金が必要となりますので、継続してご協力をお願いしています。

赤十字活動資金の使い方



あります。



皆さまからの
ご寄付

(赤十字
活動資金)

少しでも体を休めて
いたいために。

被災地での活動

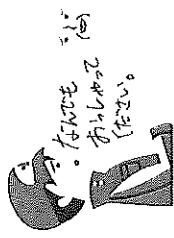
救援物資の配布



被災地で行う活動 1



医療救護
被災地の医療ニーズに合わせ、医療所の設置や巡回診療を行います。



過去の災害救援で使った経験をもとに、
未来につなげています。

かけん!
はっけん!

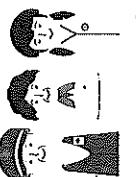
未来へつなげる

赤十字活動資金に

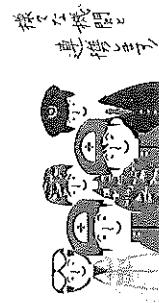
お願いします

こどもたちへの
防災教育
未来を担うこどもたちへ
自然災害の正しい知識と、
自ら考え生き抜く力を。

皆さまのご寄付は、ここで紹介する「災害救援活動」をはじめ、
苦しむ人を救う様々な活動に大切に使わせていただいているます。



ボランティア育成
災害時はもちろん、日常生活から地域・学校で活動するボランティアを育成します。

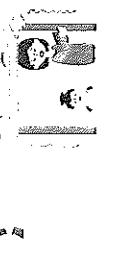


日本赤十字社

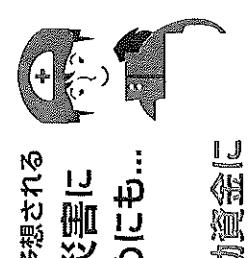
日本赤十字社に
ご寄付が届きます

災害発生

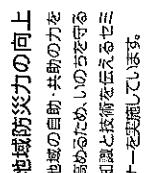
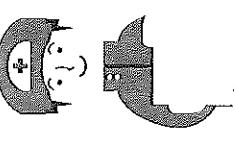
日本赤十字社が
総力をあげて対応



全国の赤十字が連携し、
被災地に向けて職員を派遣する準備をします。



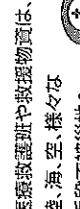
今後、発生が予想される
大規模災害に備えるためにも…



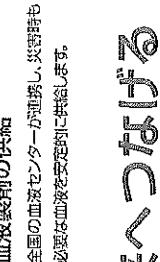
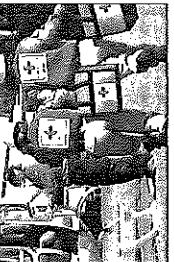
準備完了!

被災地へ出発

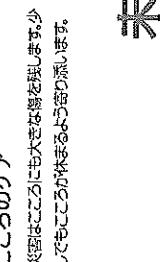
すばやく!
正確に!



ボランティアと共に
必要な物資を準備

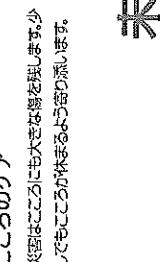
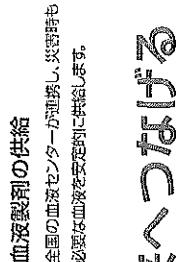
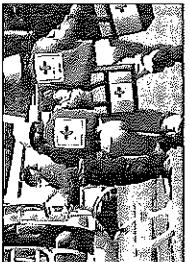


医療救援班や救援物資は、
陸・海・空・様々な手段で被災地へ



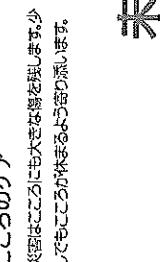
地域防災力の向上
地域の自動・共助の力を高めるため、いのちを守る知識と技術を伝えるセミナーを実施しています。

被災地で行う活動 3



血液製剤の供給
全国の血友センターが連携し、災害時も必要な血液を定期的に供給します。

被災地で行う活動 2



こことのケア
災害はここに限らずさまざまな場を襲います。少しでもここにいる方が安心できるよう寄り添います。

被災地で行う活動 1



医療救護
被災地の医療ニーズに合わせ、医療所の設置や巡回診療を行います。

納入通知書(控)

納入済通知書

納入者	住所 ○○地区		
氏名	伊豆区長 様		
令和 6 年度	会 計 名	歳計外	
主 管 課	健 康 長 寿 課	No.	1
收 入 款	項 目	簡	細 节
科 目	9	1	1
金 額 (税込)	※合計金額を記載 円		
適用税率	* * *	%	* * *
ただし	赤十字活動資金 〇〇世帯 × 500円 ※世帯数を記載		
上記の金額を 令和6年7月31日 までに納めてください。 令和6年4月24日 静岡県伊豆市長			

上記の金額を 令和6年7月31日
までに納めてください。
令和6年4月24日
静岡県伊豆市長

納付場所	富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所
伊 中 天 土	伊 中 天 土

上記の金額を領取
しました。
伊豆市金融機関
伊豆市出納員

納入者用

納入者	住所 ○○地区		
氏名	伊豆区長 様		
令和 6 年度	会 計 名	歳計外	
主 管 課	健 康 長 寿 課	No.	1
收 入 款	款 項	目 簡	細 节
科 目	9	1	1
金 額 (税込)	※合計金額を記載 円		
適用税率	* * *	%	* * *
ただし	赤十字活動資金 〇〇世帯 × 500円 ※世帯数を記載		
上記の金額を 令和6年7月31日 までに納めてください。 令和6年4月24日 静岡市会計管理者様			

納付場所

スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合
静岡銀行 静岡県労働金庫
静岡中央銀行
三島信用金庫
東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店
伊豆市会計課
中伊豆支所
天城湯ヶ島支所
土肥支所

伊	中	天	土

領收印

主管課用

令和6年度敬老会補助金について

(健康福祉部 健康長寿課)

1 要旨

本年度開催される敬老会に対する市より交付する補助金について

2 本年度の概要

○補助事業対象

地区（区、自治会、町内会、郷等）

※複数の地区が合同で敬老会事業を開催しても問題ありません。

その場合は代表となる地区を決めて申請してください。

○補助算定対象者

次の（1）、（2）に当てはまり、かつ（3）または（4）に当てはまる方

（1）伊豆市内に住所を有する方

（2）昭和25年4月1日以前生まれの方

（令和6年度中に75歳以上になる方）

（3）地区で行われる敬老会に出席した方

（4）祝い品の配布を受けた方（敬老会欠席で祝い品を受けた場合も含む）

○補助金の額

上記「補助算定対象者」の（3）または（4）の人数により補助上限額が決定。

①（3）の場合 1人あたり1,500円×人数（敬老会出席者）

②（4）の場合 1人あたり800円×人数（祝い品配布のみ）

①と②の合計と、敬老会事業開催経費を比較して低い方の額を補助します。

※対象1人に対して両方の補助金を重複申請することはできません。

○配布資料について

・令和6年度地区開催による敬老会に関する事前調査票

今年度の現時点での敬老会開催予定を伺うものです。

回答記入後、6月21日（金）までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

・敬老会事業名簿受領書兼誓約書

敬老会開催予定の地区を対象に、敬老会補助対象者の名簿を貸出します。

名簿貸出希望される地区はこの誓約書を提出していただきます。

誓約書の受付及び名簿の貸出しは、7月開催第2回区長会にて行います。

○補足

- ・敬老会開催の前倒しなど、7月の区長会よりも前に名簿が必要になる地区は、健康長寿課高齢者支援スタッフまでご連絡ください。（電話72-9860）
- ・詳細につきましては次回7月開催の区長会で説明いたします。
- ・ご不明な点は健康長寿課高齢者支援スタッフまでお問合せください。

お問合せ

健康長寿課 高齢者支援スタッフ

電話0558-72-9860

記入例

名簿が必要な地区は、この用紙を
第2回区長会の際にご提出ください

敬老会事業名簿受領書兼誓約書

伊豆市長様

敬老会対象者名簿を確かに受領しました。

また、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 敬老会対象者名簿は、敬老会事業以外の目的に使用しません。
- 2 敬老会対象者名簿に記載の個人情報を他に漏らしません。
- 3 敬老会対象者名簿を紛失しないよう取扱いに十分注意します。
- 4 敬老会対象者名簿の複写はしません。
- 5 敬老会対象者名簿は、敬老会事業補助金交付申請時に返却します。

令和6年〇月〇日

地区名又は自治会名 **〇〇区**

代表者住所 **伊豆市〇〇38-2**

代表者職氏名 **区長 伊豆 太郎**

※副区長、会計の方でもかまいません。

